

(平成21年3月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

国民年金関係 8 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年3月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年3月から58年3月まで

昭和57年2月に会社を辞めた後、妻が私と妻の国民年金への加入手続きを行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間について、妻の保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、私は国民年金に未加入で、保険料が未納になっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の妻も申立期間を含め国民年金加入期間について保険料をすべて納付している。また、夫婦共に申立期間以降の国民年金や厚生年金保険への切替手続きが適正に行われており、夫婦の国民年金への加入及び保険料納付に対する意欲は高かったことがうかがわれる。

さらに、町役場の国民年金被保険者名簿によると、申立人の妻の国民年金への加入手続きは昭和57年3月に行われ、同月から国民年金保険料が納付されていることから、妻と同時に加入手続きを行ったとする申立人について国民年金に未加入で保険料が未納となっていることは不自然であり、ほかに、当時の申立人に関して保険料の納付に支障を来すような周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から38年3月まで
国民年金への加入当時、申立期間についてもさかのぼって国民年金保険料を納付したはずである。保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の昭和38年4月から60歳となった平成11年まで国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金の加入手続は昭和39年5月ごろに行われたとみられ、当該時点では申立期間の国民年金保険料は時効の到来前であり、過年度納付することが可能である。

さらに、申立人は、申立期間直後の昭和38年4月から39年3月までの保険料を過年度納付していることから申立期間の保険料を納付しなかったとすることは不自然であり、ほかに当時の申立人に関して国民年金保険料の納付に支障を来すような周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月から同年12月まで
申立期間の国民年金保険料については、妻が金融機関で夫婦二人分を納付していたはずである。保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻は、昭和49年10月に国民年金に加入以降、申立期間を除き、夫婦共に60歳まで国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、社会保険事務所では、平成19年11月に、申立期間直後の昭和53年1月から同年3月までの期間について申立人の納付記録を未納から過年度保険料の納付に訂正しており、当時の事務処理が適切に行われていなかった状況がみられる。

さらに、社会保険事務所の国民年金被保険者台帳によれば、申立期間直前の昭和52年4月から同年6月までの国民年金保険料が現年度納付されていること及び51年10月から52年3月までの保険料が52年7月に過年度納付されていることから、申立期間の保険料が納付されなかったとすることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月から同年12月まで
申立期間の国民年金保険料については、私が金融機関で夫婦二人分を納付していたはずである。保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫は、昭和49年10月に国民年金に加入以降、申立期間を除き、夫婦共に60歳まで国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、社会保険事務所では、平成19年11月に、申立期間直後の昭和53年1月から同年3月までの期間について申立人の納付記録を未納から過年度保険料の納付に訂正しており、当時の事務処理が適切に行われていなかった状況がみられる。

さらに、社会保険事務所の国民年金被保険者台帳によれば、申立期間直前の昭和52年4月から同年6月までの国民年金保険料が現年度納付されていること及び51年10月から52年3月までの保険料が52年7月に過年度納付されていることから、申立期間の保険料が納付されなかったとすることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から43年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月から43年2月まで

成人式の日に関場の職員から国民年金についての説明を受け、その後、両親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。また、同居していたとする申立人の母も申立期間を含め保険料を完納しており、家族の納付意識が高かったことがうかがえる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年2月に払い出されており、この払出し時点では、申立期間の国民年金保険料は納付の時効が到来しておらず、さかのぼって納付することが可能である。

加えて、申立人は、申立人の両親が保険料を納付していたとしており、申立人の両親は、申立人の義姉の国民年金の加入手続を行った際、義姉が被保険者資格を取得した月までの現年度保険料及び過年度保険料をさかのぼって納付していることから、申立人についても同様に国民年金被保険者資格取得時までさかのぼって保険料を納付したと考えることが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年7月から52年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から52年9月まで
申立期間当時、私は自営業で下請けの仕事をしており、国民年金保険料を親会社に納付してもらっていた。その後は、妻が夫婦二人分の保険料を区役所の窓口で納付していたはずであり、未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付済みであり、申立期間のうち、昭和50年7月から52年9月までの期間について、申立人の妻は保険料を納付済みである。

また、申立人は、昭和50年7月から52年3月までの国民年金保険料の金額をメモした区役所の封筒を納付の関連資料として提出しており、当該封筒に保険料を入れて一括納付したと説明しているが、当該封筒は52年9月に区役所から申立人あてに送付されたものであることが確認できる上、メモされた金額は、52年9月の時点で納付が可能な過年度保険料の金額として妥当である。

さらに、申立人の国民年金保険料について2回ほど一括納付したことがあったとする申立人の妻の供述等を踏まえると、申立人の妻は、昭和50年7月から52年3月までの期間及び52年4月から52年9月までの期間について、それぞれ保険料を一括納付したものと考えられる。

ただし、申立期間のうち昭和44年11月から50年6月までの期間について、申立人の当時の親会社の関係者は、「請負業者の従業員の国民年金保険料の納付は行っていなかった。」と述べている上、ほかに、申立人の申立期間に係る保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年7月から52年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年9月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月から41年3月まで

私は、夫と二人で自営業をしていたので、一緒に国民年金に加入し一緒に国民年金保険料を納付してきたはずである。申立期間について、夫の保険料は納付済みとなっているのに私の保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の夫は、昭和39年9月以降、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の夫の被保険者名簿によると申立期間である39年9月から41年3月までの期間については、50年12月17日に特例納付していることが確認できる。

さらに、申立人は、その夫と一緒に国民年金保険料を納付してきたとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人及びその夫の国民年金手帳の記号番号は、夫婦連番で払い出されている上、納付日を確認できる昭和41年4月から45年7月までの期間の国民年金保険料は、いずれも夫婦が同一日に納付しているなど、申立人の説明どおり基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと認められることから、申立期間について、申立人の保険料のみを納付しなかったとすることは不自然である。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

石川国民年金 事案234

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで

私は、昭和46年3月に大学を卒業後、すぐに妻と一緒に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたが、申立期間の保険料は還付されたことになっている。還付の記憶も無く、申立期間の保険料を納付したことがわかる国民年金手帳、領収証書も所持しており、申立期間について未加入及び保険料が未納となっていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳及び領収証書により、申立人は昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料を納付したことが確認できる。また、社会保険事務所が保管する国民年金受付処理簿によると、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、申立人が大学を卒業した翌月の46年4月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、その後の納付状況も申立人の説明を裏付けるものとなっている。

さらに、社会保険事務所の国民年金被保険者台帳によると、申立人の国民年金の資格取得日は、昭和46年4月の加入時点において申立人の20歳到達時である44年1月16日とされたものが、昭和47年度以降に47年4月1日に変更されたものとみられるが、申立期間当時、申立人は厚生年金保険の被保険者ではなく、ほかに申立人の国民年金の資格取得日を47年4月1日とする合理的な理由は見当たらない。したがって、申立人は、申立期間において国民年金の強制被保険者であり、資格取得日の不適切な変更により申立期間が未加入期間とされ、還付手続が行われたものと認められることから、申立期間は納付済み期間とすることが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から59年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月から59年12月まで
市役所の記録では、昭和56年1月26日に国民年金の資格を喪失し、60年1月31日に任意加入したことになるが、そのような手続をした覚えも無く、申立期間は引き続き国民年金に加入し、納税組合を通じて国民年金保険料を納付していたはずである。

申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、また、申立人が保険料を納付したとする納税組合には当時の資料は残っていない。

さらに、申立人は申立期間において国民年金の資格喪失及び資格取得の手続をした覚えがないとしているが、市役所及び社会保険庁の申立人の国民年金被保険者記録には、昭和56年1月26日に資格喪失し、60年1月31日に資格取得したことが記録されており、この間の期間は国民年金の未加入期間となることから、市役所及び社会保険庁から申立人に対して国民年金保険料の納付を求めることはなく、申立人が保険料を納付したとしている納税組合に対しても申立人の保険料の徴収を依頼することは無かったと推認される。

このほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立人の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から48年3月までの期間、50年7月から51年3月までの期間及び57年7月から平成8年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年7月から48年3月まで
② 昭和50年7月から51年3月まで
③ 昭和57年7月から平成8年10月まで

申立期間①については、当時の妻が私の国民年金保険料を納付していたはずであり、申立期間②については、私が町内会の集金を通じて保険料を納付していた。また、申立期間③については、婚姻期間中は当時の妻が町内会の集金を通じて納付していたはずであり、婚姻期間以外は私が町内会の集金や近所の人を通じて保険料を納めていた。

申立期間について、国民年金保険料が未納となっていること、及び保険料を納付したはずの期間が免除期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間を通じて、申立人の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

2 申立期間①について、申立人は、当時の妻が保険料を納付していたはずであるとしているが、申立人の当時の妻は、「申立人の保険料の納付には一切かかわっていなかった。」と述べている。

また、申立人は昭和46年ごろに県外へ転居したとしているが、申立人には国民年金に係る住所変更手続を行った記憶は無い。仮に申立人が転居先で国民年金に係る住所変更手続を行っている場合、転居先の居住地を管轄する社会保険事務所へ申立人の被保険者台帳が移管される場所であるが、移管の形跡が無いことから、申立人の国民年金に係る住所変更手続は行われておらず、申立人が転居先で申立期間①に係る保険料を納付することはできなかつたと推測される。

さらに、申立人の転居前の居住地においては、申立期間①の始期である昭和47年7月から、国民年金印紙方式から納付書方式へと保険料の納付方法が変更されているが、申立人は転居前に住んでいた家屋等を47年3月に売却していることから、保険

料の納付書が届かず、転居前の居住地において申立期間①に係る保険料を納付することができなかったと推測される。

- 3 申立期間②に係る国民年金保険料の納付について、申立人は、町内会の集金を通じて自ら納付したとしているが、納付金額、納付書の様式等の具体的な供述は得られず、申立人の保険料納付に関する記憶はあいまいである。

また、申立期間②の当時の居住地を区域とする町内会の関係者は、「当時は町内会では国民年金保険料を集金していなかった。」と述べており、ほかに、申立期間②に係る申立人の保険料が町内会の集金を通じて納付されていたことをうかがわせる関係者の供述は無い。

- 4 申立期間③のうち、当時の妻との婚姻期間中である昭和 57 年 7 月から 63 年 10 月までの国民年金保険料の納付について、申立人は、当時の妻が町内会の集金を通じて保険料を納付していたはずであるとしているが、申立人の当時の妻は、「申立人の保険料の納付には一切かかわっていなかった。」と述べている。

また、戸籍の附票（住所異動履歴）によると、申立人は昭和 56 年 12 月から 59 年 11 月まで当時の妻と居所を異にしている上、申立人の当時の妻は 57 年 7 月から 58 年 3 月までの自身の保険料を過年度納付していることなどから、申立人の当時の妻が 57 年 7 月以降の申立人の保険料を町内会の集金を通じて納付していたとする申立人の供述は不自然である。

さらに、申立人の昭和 59 年 11 月から平成 4 年 3 月までの居住地及び 4 年 3 月から現在までの居住地の各町内会の関係者は、「町内会では国民年金保険料は集金していなかった。」と述べており、ほかに、申立期間③に係る申立人の保険料が町内会の集金を通じて納付されていたことをうかがわせる関係者の供述は無い。

加えて、社会保険庁の記録によると、申立期間③のうち、平成 6 年 3 月から 7 年 3 月までは申請による免除期間とされており、申立人は、当該免除申請を行った記憶は無いとしているが、申立人と同居している申立人の長男が、「国民年金保険料の免除申請を行った。」と述べている上、当該期間の保険料が納付された形跡も見当たらない。

- 5 申立期間を通じて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず、ほかに、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 6 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年12月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年12月から57年3月まで

申立期間当時は大学生であり、私が就職したころに父から「国民年金が納めてあるから保管しておくように。」と年金手帳を受け取った。中には保険料の納付のスタンプを押すところがあり、整然と黒の丸い日付の入ったスタンプが何列何行かに並んでいた記憶がある。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納となっていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、申立人の父が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとしているが、申立人の父は既に亡くなっている上に、申立人はそれらに関与していないことから、当時の状況は不明である。

さらに、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人への国民年金手帳記号番号は昭和55年1月10日に払い出され、申立人が20歳となった54年※月※日にさかのぼって国民年金強制加入者として国民年金被保険者資格を取得している。しかし、55年4月に申立人の国民年金手帳記号番号が取り消されており、これは、申立人が申立期間当時は大学生であり、国民年金の任意加入対象者であったことから、申立人側において資格の取消申請がなされたものと考えられる。

加えて、申立人は、「国民年金手帳に国民年金保険料納付を示す黒の丸い日付の入ったスタンプが押してあったことを覚えている。」と述べているが、申立期間当時は納付書方式での保険料納付であることから、年金手帳に申立期間の納付済みを示すスタンプが押されたとは考えられない。その上、申立人は父から受け取った年金手帳をオレンジ色のものであると記憶しているが、オレンジ色の年金手帳には納付のスタンプを押す欄は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年3月から39年4月までの期間及び41年3月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和37年3月から39年4月まで
② 昭和41年3月から同年6月まで

父が私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料も婚姻するまで納付してくれていたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、申立人の父が国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料の納付をしてきていたはずであるとしているが、申立人はこれらに関与しておらず、申立人の父は既に死亡しており、当時の状況は不明である。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、申立人の国民年金の加入手続は昭和41年11月ごろに、被保険者資格取得日を同年7月1日として行われており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人は申立期間①及び②において国民年金に未加入であり、申立人の父は申立期間の保険料を納付することはできない。

加えて、国民年金被保険者台帳によれば、国民年金被保険者資格を取得した昭和41年7月から42年3月までの期間の申立人の国民年金保険料は、婚姻後の46年5月に特例納付されていることから、当該時点で申立人は国民年金へ加入が41年7月からであることを認識していたと推認される上、申立人の父が保険料を納付していたとする申立人の記憶は、42年4月以降のものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年8月から52年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年8月から52年6月まで

申立期間当時、私は年に数回、子供を連れてA市の社会保険事務所に行き国民年金保険料を納付し、大きな商店で買い物をして帰った記憶がある。申立期間のうち、どの期間の保険料を納付したかについては覚えていないが、納付した期間があるはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人は、申立期間当時、A市の社会保険事務所で国民年金保険料を納付したとしているが、当該社会保険事務所では、当時国民年金保険料の収納事務を行っておらず、保険料の納付はできない。

さらに、申立人は、「どの期間の国民年金保険料を納付したかについて覚えていない。」などと述べており、申立期間当時安定的な納付状況にあったとみることはできない上、申立人からは保険料納付に係る具体的な供述が得られず、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立人は、氏名の読み違いにより納付記録に不備が生じたのではないかとしているが、区役所の国民年金被保険者名簿によると、申立人の氏名は読み違えて記録されているものの、国民年金手帳記号番号は申立人の記号番号と一致していることが確認できることから、申立人の国民年金保険料の納付記録は、当該記号番号により一貫して管理されていたことは明らかであり、氏名の読み違いが原因で申立期間の国民年金保険料が未納となったとは認められない。